

2019年7月5日

各位

株式会社三十三フィナンシャルグループ

『33FG ビジネスプランコンテスト 2019』の開催について ～地方創生への取組みとして三重、愛知での創業・新事業をサポートします～

三十三フィナンシャルグループの三重銀行、第三銀行および三十三総研は、三重県、愛知県内における、創業および新事業の展開を促進し、起業家（第2創業を含む）の方々のビジネスプラン実現をサポートすることを目的として、掲題コンテストを開催いたします。

本コンテストでは、新規性・独創性に富み、今後大きな飛躍が見込まれるビジネスプランを掘り起こし、優れたビジネスプランを表彰するとともに、三十三フィナンシャルグループが事業化に向けたサポートを実施します。

地方創生に対して地域金融機関の積極的な関与が求められる中、三十三フィナンシャルグループは地域における創業・新事業展開への支援を通じて、地域活性化に貢献してまいります。

記

1. 名 称 『33FG ビジネスプランコンテスト 2019』

2. 応募資格 [一般コース]

原則として、以下の①～③のいずれかに該当する方とします。

①創業の予定者で、原則として、三重県または愛知県内に本社を置く意思がある方 ※1

②原則として、三重県または愛知県内に本社を置いて、新事業展開（新分野進出）を予定している法人（中小企業及びNPO等）、個人 ※1

③創業、あるいは新事業展開（新分野進出）後5年以内で、原則として、三重県または愛知県内に本社を置いている法人（中小企業及びNPO等）、個人 ※2

※1:①、②に該当する応募者の現住所は、三重県または愛知県の県内、県外は問いません。

※2:創業、新事業展開後5年以内とは、創業であれば設立から本コンテスト募集締切日まで、新事業展開であれば、新たな部署を立ち上げた日や新事業の責任者を任命した日から募集締切日までの期間をいいます。

[学生コース]

三重県または愛知県内の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校に在籍する学生（応募時に学生証等、学生と証明できる書類のコピーを送付していただきます）

3. 募集期間 2019年8月1日（木）～2019年11月6日（水）

4. 審査方法 第1次審査(2019年11月):書類選考
第2次審査(2020年2月):プレゼンテーション
5. 表彰 賞金総額最大109万円(審査の結果、該当者の無い場合があります)
[一般コース]
グランプリ : 30万円(1件)
準グランプリ : 20万円(2件)
優秀プラン : 10万円(3件)
[学生コース]
最優秀賞 : 5万円(1件)
優秀賞 : 3万円(1件)
佳作 : 1万円(1件)
6. 受賞特典 (1) 受賞者の中から希望者を対象に、三十三フィナンシャルグループがビジネスプラン実現に向けた事業化サポートを実施(最大1年間)
[一般コース・学生コースともに対象]
①ビジネスプランを実現性の高いものに磨き上げる、ブラッシュアップ講座・個別相談の開催
②(株)三十三総研が主催するセミナー・研修会への無料招待(1年間)
[一般コースのみ対象]
③創業・経営革新を専門とする(株)三十三総研コンサルタントによる事業実現に向けた経営指導の実施(1年間)
④(株)三十三総研ホームページ上での事業プロモーションおよび(株)三十三総研が運営する三重の特産品販売サイト「リージョネット三重」を活用した販路開拓支援(1年間)
⑤販路の開拓、技術面での提携等に向けた、経営者団体等とのマッチング機会の提供
⑥各種支援団体、経済団体等との連携による、起業家の事業内容・ステージに合わせた支援の実施
⑦みえぎん事業者向けフリーローン「クイック」の借入金利を1.0%引き下げ
※①ブラッシュアップ講座・個別相談については、1次審査通過者全員を対象とします。
②セミナー・研修会への無料招待、③経営指導の実施、④「リージョネット三重」を活用した販路開拓支援の実施期間は、2020年4月～2021年3月とします。
⑦「クイック」の借入金利引き下げは、1次審査通過者を対象とします。また、対象者でも審査の内容によっては融資を受けられない場合があります。
- (2) 四日市市より、起業家が活動を行うためのビジネス環境の提供を目的に、公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センターにあるインキュベーションルーム1室を1年間(最大2020年4月～2021年3月)家賃無料で利用できる権利の授与。(受賞者1名)

※本コンテストの2次審査で評価が高かった受賞者の申し込みを優先します。また、四日市市に在住している、または四日市市に主たる事業所を有する等、インキュベーションルームの入居条件を満たす必要があります。

※新たに創業するか、創業後5年以内の個人又は法人が対象となります。

- (3) 志摩市より、志摩市内で創業や第二創業を行う事業者の経営基盤を強化するための「令和元年度 志摩市を元気にする創業支援補助金」について、交付を受けるための要件の1つである、協定金融機関が実施する支援制度の支援対象者としての認定。

※補助対象事業として、地域特有の資源を有効に活用した事業や観光資源を活用した事業、伝統産業・地場産業を活用した事業等、志摩市が対象とする事業である必要があります。また、個人の場合は志摩市内に住民登録があること、事業者の場合は志摩市内に事務所又は事業所を有する等、志摩市が定める各種要件を別途満たす必要があります。

- (4) 三重県中小企業融資制度「働き方改革支援資金」の融資対象者としての認定。

※三重県内に主たる事業所を有する等の条件を満たす必要があります。また、融資対象者でも審査の内容によっては融資を受けられない場合があります。

- (5) 三重県信用保証協会の独自補助により、三重県中小企業融資制度「働き方改革支援資金」利用時の保証料が0.1%軽減。

※審査の内容によっては保証を受けられない場合があります。

7. 主 催 三十三フィナンシャルグループ
(株式会社三重銀行、株式会社第三銀行、株式会社三十三総研)

8. 後 援 経済産業省中部経済産業局、三重県、愛知県、いなべ市、四日市市、亀山市、伊賀市、松阪市、志摩市、熊野市、名古屋市、株式会社日本政策金融公庫、三重県信用保証協会

9. そ の 他 募集要項やスケジュール等の詳細については、(株)三十三総研ホームページにて公表しております。

以 上

[お問い合わせ先]

担 当	三十三総研 コンサルティング部	水谷	059-351-7417
-----	-----------------	----	--------------